就学援助制度(新入学児童・生徒学用品費)のお知らせ

就学援助制度は、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる 費用の一部を援助します。

就学援助制度には「学用品費」等、複数の支給項目がありますが、<u>今回の申請(12月)は</u> 入学準備時期に必要となる「新入学児童・生徒学用品費」のみの申請です。

その他の支給項目については、別途、新たな受給申請(4月)をする必要がありますので、 令和8年4月に学校からお子様を通じてご案内します。

- 補助対象となる方 【(1)と(2)の両方に該当する方が対象です。】
 - (1) 世帯(同居家族)全員の収入額の合計または所得額の合計が下記の認定基準額以下(給与収入と給与収入以外の所得の両方がある場合は、それぞれの基準額に対する割合の合計が100%以下)の方
 - (2) 令和8年4月より守口市在住で就学予定のお子様をお持ちの方

令和了年度就学援助費認定基準額		
世帯人数	(A) 給与所得者(会社員等) (給与収入総額)	(B)(A)以外の所得者(自営業等) (所得総額)
2 人	3, 178, 471円	2, 022, 800円
3 人	4, 099, 999円	2, 680, 000円
4 人	4, 575, 999円	3, 105, 600円
5 人	5,051,999円	3, 486, 400円
6 人	5, 523, 999円	3,825,000円
7 人	5, 966, 992円	4, 168, 000円
8 人	6, 397, 739円	4, 510, 400円
9人以上	以降1人増す毎に 334,894円を加算	以降1人増す毎に 262,400円を加算

● 援助内容

支 給 項 目	支 給 額
入 学 準 備 金	57,060円

^{※ 3}月下旬に振込を行う予定です。

● 申請手続き

申請期間	令和7年12月1日(月) ~12月24日(水) (土・日曜を除く) 午前9時~午後5時30分
持ち物	保護者名義の金融機関(口座番号等)がわかるもの
受付場所	守口市役所 6 階 教育総務課(守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号) ※ 学校では受付けておりません。
申請方法	令和7年度就学援助費(入学準備金)受給申請書に記入のうえ提出してください。 ※ 郵送可
その他	・ 世帯全員の令和6年中収入額・所得額がわかるように必ず市・府民税の申告を済ませておいてください。 ・ 令和7年1月2日以降、本市に転入された場合、所得証明書等を提出してください。

● その他

※ 生活保護法の教育扶助を受けている場合は、対象外です。

(問い合わせ先) 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市教育委員会 教育総務課 ☎ 6995-3152(直通)